ブラジルにおける知財概況

Overview of intellectual property in Brazil

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) サンパウロ事務所 知的財産権部長

貝沼 憲司

2006 年 4 月特許庁入庁、特許審査官、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課、調整課、企画調査課等を経て、 2019 年より現職。

1 はじめに

2022年も半ばを過ぎブラジルにおける新型コロナウイルス新規感染者数も大きく減少しつつあり、人の往来も通常に戻りつつある。本年はブラジルにとって大統領選挙を控えた年であるとともに、ポルトガルからの独立から200年の記念すべき年である。そして同じく200年前の1822年7月ブラジルで初めての特許「コーヒー豆の皮むき機」が成立した。日本での特許第1号が1885年であることと比べると60年以上も前にすでにブラジルで特許が成立していたことは特筆すべき点であるが、パンデミックの影響もあってか現地ではそれほど広く報じられていない点は残念である。

しかし、コロナの影響により中南米においても知財関連のニュースが増えている。特に2021年はブラジルにおいて、強制実施権に関する産業財産権法改正や特許存続期間に関するブラジル連邦最高裁判決など多くの重要な事項についての動きがあったので、本稿ではこれらについて紹介するとともに、最近のブラジル産業財産庁(INPI)の取組について取り上げる。

なお、本稿は筆者の所属する部署のものではなく、個 人的見解を示すものであることを予め申し述べておく。

2 強制実施権

中南米において過去に強制実施権が発動されたケースはブラジルとエクアドルの2か国のみとなっている。 ブラジルは2007年におけるエイズ薬に対して、また、 エクアドルは 2009 年から 2020 年の間に 11 件もの強制実施権が発動している。その他の国においても、ペルー、チリ、ドミニカ共和国、コロンビアにおいては強制実施権の発動に必要な事前の公益宣言や強制実施権の申請などされているが発動までには至っていない。いずれの国も制度として強制実施権を有することにより先発医薬品メーカーとの強力な交渉材料として用いることで薬価の値下げに功を奏している。

しかし、2008年以降のブラジルは一転して民間企業とのパートナー戦略に変更している。いつまでも強制実施権によって外国企業からの供給に依存するよりかは、外国企業からの技術移転を促進し、国内における技術開発力を高めウィルスの変異種にも迅速に対応すべく、国内生産を可能にすることを意図している。

さて、近年コロナの影響もあり、多くの国で医薬品アクセスに関する動向に注目が集まっている。2021年5月には米国政府がTRIPs協定における知財保護義務を免除するウェイバー提案を支持する意向を示した。これを受けブラジル政府は、従前の考えを維持し、開発途上国での生産などの余剰能力を有効に活用したワクチンの生産と流通の拡大を目的とした「第三の道」を支持している¹。

そして、強制実施権については、2021年2月6日に、反ボルソナーロ派のパウロ・パイム議員によりコロナワクチンの公共財化を目的とした強制実施権に関する法改正案が提出された。ブラジル産業財産権法では、第3節第68条から第74条が強制ライセンスの条文になっており、その中で、第71条が国家緊急事態や公

益を理由とした強制ライセンスの付与についての条文と なっている。今回の法改正案は、この第71条第1項 から第18項までにわたり、より手続き面やライセンス 期間や報酬、関係者の義務について詳述したものとなっ ている。当該法改正案には関係者の関心も高く、多くの 意見書等が国会や議員に対して提出されていた。特に、 特許権者の情報提供義務(第8項)、特許権者の生物学 的材料の提供義務(第9項)、提供義務違反時の罰則(第 10項)などは権利者からの懸念も多く、前述したとお り民間企業とのパートナー戦略を志向するブラジル政府 は、当該条項等について、ブラジルにおける特許制度に 混乱をもたらし製薬業界との対立に繋がる可能性がある とし、2021年9月2日にボルソナーロ大統領によっ て部分的に拒否された後に、法律第 14.200/2021 号として施行された²。この拒否権についてブラジル憲 法第66条では3、30日以内に下院議員と連邦上院の 絶対多数(過半数)の投票によって覆すことができると しており、2022年7月5日になってようやく、上院 議員の多数により拒否権の維持が確定した⁴。

今回の法改正案は反ボルソナーロ大統領派から提出されていることからもわかるように、ボルソナーロ政権に対する政治的圧力をかけるために用いられたとする声もある。ボルソナーロ大統領はコロナワクチンを打たないことを宣言しており、ワクチンに対する否定的な姿勢を表明していることからも、反ボルソナーロ大統領派からの恰好の攻撃材料とされたことが指摘されている。今回の法改正はまさに政治的な面からの議論と、産業界の声や過去の政府方針に沿った対応を行った政府の面からの議論の両面が垣間見える結果となったように思われる。

3 特許存続期間

ブラジルにおける特許存続期間については産業財産権法第40条に規定がある5。ここで注目すべきはその補頂であり、特許存続期間は、発明特許の場合は最低10年、実用新案特許の場合には最低7年が保証されている。当該規定が適用された具体的な事例を挙げてみると、抗糖尿病薬に関する特許(PI9711437-5)がある。当該特許は1997年8月22日に特許出願されており、審査の遅れにより特許査定日は2017年5月16日となった。通常であれば特許存続期間は20年間

であるため、存続期間は2017年8月22日までとなるが、前述した補項のため、特許査定日から10年間である2017年5月16日までが権利期間となる。ブラジルでも日本と同様に、産業財産権法44条にいわゆる補償金請求権が認められているので、特許査定までの期間についても侵害品等に対して補償を得ることができるため、実質的に30年近くの権利期間が与えられたことになる。

2009 年以前の 40 条補項が適用された割合はそれほど多くなかったが、2010 年以降に急激に増加し始め、2015 年にピークである 75% 近くが補項対象、つまり、特許出願から 10 年以上経過してから特許査定された。しかし、2015 年以降は減少傾向となり、2020 年時点においては、およそ 3 割が 40 条補項の対象になっている。近年の INPI のバックログ対策などの審査遅延対策により、40 条補項の対象割合は減少傾向となっていた。なお、技術分野については、化学34.3%、機械工学 29.15%、電機工学 14.24%、道具12.89%と医薬品を含む化学分野の割合が高くなっているが、どの分野にも万遍なく渡っている。

そして、40条補項の適用が多かった2016年に検 察総長は、「40条の規定は特許期間を不確定にしてお り、第三者による発明利用の予見可能性を困難にし、社 会的秩序と経済秩序に強い損害を与えているため、憲法 第5条⁶に規定する特許保護の一時性の原則に違反し ている。」として違憲立法審査 (ADI 5529) を提起した。 この検察総長の提起に対して、関連機関から多くのアミ カスキュリエが裁判所に提出された。検察総長の立場を 支持する側(違憲支持側)として、ジェネリック業界等 からなる団体がある一方で、検察総長の立場を否定する 側(合憲支持側)としては、製薬協会や知財協などの団 体がある。合憲を支持する意見の主なものは、「特許処 理の迅速化と保護期間の不当な短縮を避けるための措置 の採用は、TRIPs 協定第 62 条に基づき ⁷、当時のブ ラジル政府が想定していた国際的な合意であり、40条 は特許処理の遅れに起因する歪みを是正し、保護期間の 不当な短縮を防止するためのメカニズムである。| とい うものである。

2016年以降なかなか審議が進まずにいたが、昨今のパンデミックの影響を踏まえて2021年2月24日に検察総長は改めて40条補項に対して効力停止仮処分

申請を行うことにより議論は突如として動き始めた。ブ ラジル連邦最高裁は4月7日にトフォリ最高裁判事に よる暫定措置が出され、医薬品等における今後付与され る特許について 40 条補項の適用が一時停止されること となった。そして、5月6日には最高裁判事11名中 9名が違憲と判断することにより違憲判決が下され、5 月 12 日は判決の適用範囲が調整され結審された⁸。そ の内容は本判決の議事録公開日(5月14日)以降に付 与される特許について 40 条補項の適用はされず、議事 録公開時点で既に付与されている特許については有効と されるものとなった。ただし、本件に関する仮処分発表 日である2021年4月7日までに提起された訴訟案 件や、医薬品及び医療機器並びにその材料に関する製品 及び方法に関する特許については、遡及的に40条補項 による期間延長が無効とされた。この結果により、期間 延長が無効とされる特許は30.648件とされ、その内、 製薬分野に関する特許は3.435件(11.2%)となっ ている。

今回の判決により司法上の解決を得たものの、判決 からでは医薬品等に関する特許の範囲が明確ではなく、 INPI が官報で IPC 分類に従って特許の期間延長の無効 化措置を行っているものの、訴訟に持ち込まれるケー スも生じている。これは範囲の曖昧性の観点もあるが、 一方で、ブラジルにおける法規範の導入に関する法律 (LINDB) の第27条は、行政処分プロセスにおける関 係者の行為に起因する不当な利益または不当な損失につ いての補償を規定する条文を引用することで、審査遅延 に起因する特許期間の補償を求めるものである。これに ついては、2022年7月14日、ブラジル産業財産権 法に特許存続期間の補償を含む知的財産権法の改正案に 関する議員立法 PL2056/2022 が提出された⁹。当 該改正案は存続期間の補償以外にも分割・補正の要件の 緩和などブラジルにおいて課題とされていたものが取り 上げられており今後の議論が注目されている。

4 ANVISA 事前審査の廃止

最後の出来事も突然舞い込んできたものである。従前 よりブラジルでは、INPIに出願された医薬品関連の特 許出願は、国家衛生監督庁(ANVISA)の事前承認手 続きの一環として ANVISA に送付され、ANVISA の知 的財産調整局が公衆衛生への影響について審査し、承認された出願が INPI に戻され、INPI において特許要件を充足するか否かの実体審査が行われていた ¹⁰。そのため ANVISA での事前審査は医薬品関連の特許出願の審査の遅れの要因の一つとされてきた。

ところが 2021 年 6 月 23 日に、もともとビジネス改善に関する法案だった暫定措置令 1040 号 (MP1040/21) に ANVISA の事前審査の要件廃止が含まれたまま下院を通過し、8 月 27 日にはそのまま法律 14.195 号として施行された 11。これにより長年のブラジルにおける懸念の一つであった ANVISA 事前審査が廃止されることとなった。

5 ブラジル産業財産庁(INPI)の取組

現在のブラジルにおける知財面での最優先事項はなんといっても特許審査の迅速化である。INPIでは以下の3つの観点から、その取り組みを進めている。

5.1. バックログ対策

従前よりブラジルにおける特許審査の遅れが指摘されてきており、INPI も積極的に特許審査の遅れに対する施策を講じている。2019年より実施しているバックログ対策は、まさに前述した40条補項に基づく権利期間延長による社会損失の解消を目的として導入されたものである。これは2021年までにバックログを20%にすることを目標に、具体的には他国における審査結果を活用することで、法改正を不要にし、INPI 審査官の負担を減らしつつも、最終的に INPI 審査官が特許性の判断を可能にした点にある。

2019年の施策開始以降バックログは順調減少し、2022年3月時点で20%まで減少し目標は到達された。しかし、当該バックログは2016年12月31日までの出願に限定されており、未だINPI内には多くのバックログが存在することは留意しておく必要がある。

5.2. 優先審査

2つ目のINPIにおける特許審査の迅速化対策は優先審査である。これは特定の条件を満たした特許出願について、優先的な審査を受けることができる仕組みであり、高齢者や零細企業等に適用となる出願人関連出願、第三

者による無断使用や偽造の疑いがある場合等に適用となる状況関連出願、環境技術等に適用となる技術関連出願やと特許審査ハイウェイ(PPH)等に適用となる協力関連出願がある。2010年に325件だった優先審査の申請件数も2021年には1,511件まで増加しており、2020年には、優先審査は平均106日で一次審査が行われており、査定までの期間は平均361日となっている。そして、INPIは優先審査の対象を拡大しており、2020年4月には技術関連出願としてCOVID-19関連技術について、7月には出願人関連出願としてスタートアップに対して、9月には状況関連出願として公的資金による技術や市場で利用可能になっている技術に対して優先審査を認めている。また、PPHについても段階的に要件を緩和している。この件については次に説明する。

5.3. 特許審査ハイウェイ

ブラジルにおける特許審査ハイウェイ(PPH)は、2019年12月以前は各国との個別の PPH を締結していたが、12月以降は締約国すべてに共通する統一 PPH としており、昨年2021年1月よりフェーズ2が始まっており、2022年1月1日よりフェーズ3が始まっている。

- ·統一 PPH フェーズ 3 (2022 年 1 月 1 日~)
- ① PPH 申請の対象となる技術分野の制限なし。
- ②年間800件まで申請可能(INPIとPPHを締結するすべての国・地域との間のPPHプログラムに基づく申請件数の合計)
- ③ PCT-PPH について 100 件まで申請可能
- ④ 1 出願人あたり 1 週につき 1 件まで申請可能
- ⑤ IPC の各セクション(A~H) について年間150 件まで申請可能
- ⑥最初の出願は PPH 締約国であればいずれでも可2021 年は上限である 600 件の PPH 申請が行われており、最新状況は INPI のウェブサイト上において閲覧することが可能である 12。統計情報によると 2021年の PPH の特許査定率は 93.4% であり、一次審査までの期間は平均 103 日間、最終判断までの期間は139 日間となっている。

また、2022年6月30日時点で2022年における PPHのHセクション(電機分野)における申請件数が上限に到達しており¹³、以後の申請が受け付けら

れなくなっている。

以上のような審査迅速化の取組みの結果、現在のINPIにおける特許審査期間は、バックログの減少に伴い、審査期間も順調に短くなっており、2021年で平均的な査定までの期間は5,0年となっており、2022の目標では3,8年となっている。

6 8

おわりに

世界的なパンデミックの影響で、企業の競争環境や 人の働き方などのライフスタイルにも多くの変化が生じ ている。このような環境のなかで知財をいかに保護・活 用していくか、各国政府及び民間企業は今後の知財施策 及び知財戦略を包括的かつ戦略的に検討する必要が求め られている。特にブラジルでは、過去のワクチンアクセ スに関する取り組みや方針転換などの背景に、突然の議 員立法における法改正や世論を反映した最高裁判決など 政治や世の中の動きに応じた大きな転換が行われる一方 で、産業界の声や過去の方針に沿った政府関係者の対応 は慎重かつバランスの取れたものであり評価されるもの である。そして、ブラジル産業財産庁は、最重要課題で あるブラジルにおける審査遅延の取組みを積極的に実施 してきており、未だ審査遅延の影響は小さくないものの、 今後の新たな取組みが期待される。本編の内容が今後の ブラジルにおける知財の位置付けを検討する上での一助 となれば幸いである。

参考文献

- 1 ジェトロビジネス短信「ブラジル政府、米政府の新型コロナワクチン知財放棄方針に支持声明」https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/e81523a1c2ea9318.html
- 2 ジェトロビジネス短信「強制ライセンスに関する改正法案を大統領が署名」https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/018195327d1712d7.html
- 3 ブラジル憲法第66条第4項 拒否権は受理の日から30日以内に合同会議で検討され下院議員及び連邦上院の絶対多数の投票によってのみ否決される。
- 4 ジェトロビジネス短信「強制ライセンスにおける大統領拒否権が可決」

ミニ特集 激変する世界の中の知財システム

https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/823fa8c9deffcab5.html

5 ブラジル産業財産権法第40条 出願日から起算して、発明特許は20年の期間、実用新案特許は15年の期間について効力を有する。

補項 特許存続期間は、特許付与日から起算して、 発明特許の場合は 10年未満、実用新案特許の場合 は7年未満であってはならない。ただし、INPIが、 係属中であることが確認されている訴訟又は不可抗 力のために、出願の実体審査をすることができな かったときは、この限りでない。

6 ブラジル憲法第5条 すべての者は、いかなる性質の差別なく法の前に平等であり、国内に居住するブラジル人および外国人に対し、次の規定の下に生命、自由、平等、安全および財産権に関する権利の不可侵が保障される。

XXIX 法律は、社会的利益ならびに国の技術的および経済的発展を考慮して、工業発明者に対し、その使用の期限の定める特権、または工業的創造、商標の所有権、商号および他の標章に対する保護を保障する。

- 7 TRIPs 協定第62条(2) 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には,加盟国は,権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として,保護期間が不当に短縮されないように,権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。
- 8 ジェトロビジネス短信「医薬品などの特許の延長期間が失効、ブラジル最高裁が判断」https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/8712377a965a3f88.html
- 9 法案 PL2056/2022 (ポルトガル語) https://www.camara.leg.br/proposicoesWeb/ prop_mostrarintegra?codteor=2198619
- 10 ブラジル産業財産法第 229-C 条 医薬用の製品および方法に関する特許の付与は、ANVISA の事前の同意を必要とする
- 11 ジェトロビジネス短信「国家衛生監督庁による医薬 品特許出願の事前承認廃止」 https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/ a9bed4977d554e41.html

12 INPI ウェブサイト

https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/ patentes/tramite-prioritario/estatisticasgerais

13 ジェトロビジネス短信「電機分野における特許審査 ハイウェイが上限到達」

https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/343c0c2dcdd663b1.html

